

作業療法士学科 学科細則

(目的)

第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

第2条

1. 進級できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 学期末試験の評価が不合格(59点以下)の場合は再試験を行なう。再試験の評価が不合格(59点以下)の場合には、当該科目の単位を取得することができない。
4. 最終的な進級判定は学則及び上記1、2、3項に基づき、学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置となり、留年となる。

(臨床実習に関する方針)

第3条

1. 評価実習に参加する者は、昼間部3年生の前期に開講する「作業療法評価学実習Ⅴ」か夜間部3年生の後期に開講する「作業療法評価学実習Ⅲ」の到達度の評価として行う客観的臨床能力試験(OSCE)、筆記試験、レポート課題などの総合試験に合格することを原則とする。
2. 昼間部「作業療法評価学実習Ⅴ」、夜間部「作業療法評価学実習Ⅲ」の総合試験の成績評価が不可(59点以下)であった者には再試験を行う。
3. 臨床実習の成績が不可(59点以下)であった者は再試験を実施する。再試験は、実習課題振り返りレポート、レジュメ発表、客観的臨床能力試験(OSCE)、口頭試問、筆記試験などを実施する。
4. 実習の延長・補充・再実習に関しては、作業療法士学科学外実習規定第5条、第6条に従う。
5. 臨地実習に参加する際は「個人情報保護に関する誓約書」内容を遵守すること。

(学外活動に関する方針)

第4条

1. 学外活動には医療系養成校学生として適切な身嗜み・態度で参加する。
2. 学外活動とは見学実習・地域実習・検査測定実習・評価実習・インターンシップ・総合臨床実習に加え、昼間部コース活動、夜間部防災コーディネーターコース、カリキュラム内での学外での活動を指す。
3. 不適切な身嗜み・態度の際、引率教員が参加の可否を決定する。

(卒業判定に関する方針)

第5条

1. 卒業できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率 90%以上でなければならない（学則第 10 条 2 項より）。
2. 夜間部「国家試験演習Ⅴ」の単位履修試験は、12 月から実施する模擬試験、卒業試験等をさす。
上記単位未履修の場合、卒業が見込めないため国家試験を受験できない。
3. 最終的な卒業判定は、学則及び上記 1、2 項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

附則

この学科細則は令和 7 年 4 月 1 日より実施する。